

日野市表彰条例に基づく団体表彰に係る基準

第1 趣旨

この基準は、日野市表彰条例施行規則（昭和54年規則第18号）第2条第1項に規定する団体表彰について、必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰基準

次の各号のいずれかに該当する団体であること。

- （1）地方自治の発達に関し、その功績が特に顕著であった団体
- （2）生活安定と環境の保全に関し、その功績が特に顕著であった団体
- （3）教育振興と文化の向上に関し、その功績が特に顕著であった団体
- （4）産業の発展と科学の発達に関し、その功績が特に顕著であった団体
- （5）前各号に規定するもののほか、その功績が特に顕著であったと市長が認める団体

第3 表彰要件

第2の表彰基準のいずれかに該当する団体で、次の各号のいずれかに該当する取組を行っていること。ただし、（1）から（4）までの要件をすべて満たすこととする。

- （1）市内で活動または支援を行っていること。
- （2）長期間にわたり当該活動や支援を継続していること。
- （3）他の団体の模範となる取組であること
- （4）より多くの市民が当該活動や支援に参加できる取組であること
- （5）多様な主体と連携していること
- （6）時代や環境の変化に柔軟に対応し、工夫して活動または支援を行っていること。
- （7）団体の持つ専門性やスキルを活かした内容であること。
- （8）その他市民の生活と文化の向上に特に功労があること。

付 則 この基準は、令和4年7月1日から適用する。